

5 監査第 104 号

令和 6 年 1 月 16 日

安曇野市長 太田 寛 様

安曇野市監査委員 川上 則文

安曇野市監査委員 野本 博之

安曇野市監査委員 大竹 啓正

令和 5 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により提出します。

なお、同条第 14 項の規定に基づき、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和5年度

定期監査報告書

安曇野市監査委員

- (注) 1 表中の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。このため差引額、合計及び比率が一致しない場合があります。
- 2 表中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示してあります。
- 3 表中に用いるポイントとは、パーセンテージ間の差引数値です。
- 4 表中の符号の用法は次のとおりです。
「－」は本年、前年ともマイナスで、比較ができない箇所です。
- 5 文中の「本年」は「令和5年」、「前年」は「令和4年」を表しています。

第1 実施方針

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、同法第2条第14項、第15項及び地方財政法第4条の規定に沿って行われているか検証することを目的に実施しました。

第2 監査の期間

令和5年10月17日から令和6年1月16日までです。

第3 監査の対象及び方法

令和5年度定期監査実施計画に基づき、本年度9月末までの財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、あらかじめ関係資料の提出を求めました。

監査に当たっては、諸帳簿・書類の審査と併せて関係職員の説明を受け監査を実施しました。また、出先機関へ出向き、施設の管理や財務に関する事務の執行について、実地監査を実施しました。

第4 監査の実施日及び実施部等

実施日	実施部課等	実施場所
10月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・明南小学校 ・豊科南小学校 	現地
11月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策部 政策経営課、秘書広報課、行革デジタル推進課、人権共生課 ・商工観光スポーツ部 商工労政課、観光課、スポーツ推進課 	市役所 共用会議室 305
11月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活部 地域づくり課、市民課、環境課、移住定住推進課 ・議会事務局 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 建設整備課、維持管理課、都市計画課、建築住宅課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部 福祉課、高齢者介護課、障がい者支援課 	
11月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部 学校教育課、学校給食課、生涯学習課、文化課、子ども家庭支援課、こども園幼稚園課 ・会計課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農林部及び農業委員会事務局 農政課、耕地林務課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道部 経営管理課、上水道課、下水道課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 	
11月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療部 健康推進課(ワクチンコールセンター)、国保年金課 ・危機管理課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 総務課、職員課、財政課、税務課、収納課、財産管理課、契約検査課 	

第5 監査の結果

一般会計予算及び特別会計予算の執行状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	年度	令和4年度（9月末）			令和5年度（9月末）			一般会計 (比較増減) (前年度対比)	特別会計 (比較増減) (前年度対比)	合計 (比較増減) (前年度対比)
		一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計			
予算現額		48,073	21,500	69,573	50,617	21,850	72,468	2,544	350	2,894
								105.3%	101.6%	104.2%
歳入	中間決算額	20,781	9,017	29,798	21,897	9,220	31,117	1,115	203	1,319
								105.4%	102.3%	104.4%
	収入率	43.2%	41.9%	42.8%	43.3%	42.2%	42.9%	0.1%	0.3%	0.1%
歳出	中間決算額	18,952	8,396	27,349	20,366	8,609	28,976	1,414	212	1,627
								107.5%	102.5%	105.9%
	執行率	39.4%	39.1%	39.3%	40.2%	39.4%	40.0%	0.8%	0.3%	0.7%
歳入歳出差引残高		1,829	620	2,449	1,530	610	2,141	△ 298	△ 9	△ 308
								83.7%	98.5%	87.4%

公営企業会計予算（上・下水道会計）の執行状況は以下のとおりです。

【収益的収支執行状況】

(単位：百万円)

区分	年度	令和4年度（9月末）			令和5年度（9月末）			上水道 (比較増減) (前年度対比)	下水道 (比較増減) (前年度対比)	合計 (比較増減) (前年度対比)
		上水道	下水道	合計	上水道	下水道	合計			
予算現額	収入	2,283	4,224	6,507	2,292	4,212	6,504	8	△ 11	△ 3
	支出	1,940	3,645	5,585	1,990	3,681	5,672	50	36	86
収入	中間執行額	999	2,159	3,158	1,000	2,512	3,513	1	353	354
								100.1%	116.4%	111.2%
	執行率	43.8%	51.1%	48.5%	43.7%	59.6%	54.0%	△ 0.1%	8.5%	5.5%
支出	中間執行額	415	742	1,158	385	764	1,149	△ 30	21	△ 8
								92.7%	102.9%	99.3%
	執行率	21.4%	20.4%	20.7%	19.4%	20.8%	20.3%	△ 2.0%	0.4%	△ 0.4%
収益的収支差引残高		584	1,416	2,000	615	1,747	2,363	31	331	363
								105.4%	123.4%	118.1%

【資本的収支執行状況】

(単位：百万円)

区分	年度	令和4年度（9月末）			令和5年度（9月末）			上水道 (比較増減) (前年度対比)	下水道 (比較増減) (前年度対比)	合計 (比較増減) (前年度対比)
		上水道	下水道	合計	上水道	下水道	合計			
予算現額	収入	154	1,022	1,177	170	1,794	1,965	15	772	787
	支出	1,581	2,754	4,336	1,636	3,360	4,996	54	605	660
収入	中間執行額	51	298	350	116	600	717	65	301	367
								227.6%	201.0%	204.9%
	執行率	33.2%	29.2%	29.7%	68.5%	33.5%	36.5%	35.3%	4.3%	6.8%
支出	中間執行額	1,013	1,312	2,326	900	1,562	2,462	△ 113	249	135
								88.8%	119.0%	105.8%
	執行率	64.1%	47.7%	53.7%	55.0%	46.5%	49.3%	△ 9.1%	△ 1.2%	△ 4.4%
資本的収支差引残高		△ 962	△ 1,013	△ 1,976	△ 783	△ 961	△ 1,745	179	52	231
								—	—	—

本年度9月末までの予算の執行状況及び事務事業は、実施した監査の範囲内において、おおむね適正な状況にあるといえます。

なお、今後の行財政運営にあたっては、限られた財源を有効に活用し、健全財政の維持向上に努めるよう要望します。

実地監査の状況、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する個別の要望及び意見は以下のとおりです。

また、軽微な誤謬等については監査実施時にそれぞれ部局等へ口頭により指示をしました。

1 実地監査の状況について

(1) 明南小学校（教育部 学校教育課）

ア 現金の管理について

- ・ 学年会費、保護者への返金、業者への支払金などを一時的に金庫で保管していました。
- ・ 金庫の鍵は適切に管理されていることを確認しました。

イ 備品管理について

- ・ 備品シールが貼付されており、備品台帳も定期的に確認していました。

ウ その他

- ・ 火災及び地震を想定した避難訓練を年3回実施していました。
- ・ 切手の管理は受払簿により適正に処理されていました。
- ・ 出退勤はICカードで認証するシステムにより管理していました。
- ・ 実際に刺股（さすまた）を使い、不審者対応の実地訓練を行いました。

(2) 豊科南小学校（教育部 学校教育課）

ア 現金の管理について

- ・ 学年会費、業者への支払金などを一時的に金庫で保管していました。
- ・ 金庫の鍵は適切に管理されていることを確認しました。

イ 備品管理について

- ・ 備品シールが貼付されており、備品台帳も定期的に確認していました。

ウ その他

- ・ 火災及び地震を想定した避難訓練を年3回実施していました。
- ・ 切手の管理は受払簿により適正に処理されていました。
- ・ 出退勤はICカードで認証するシステムにより管理していました。
- ・ 刺股（さすまた）の管理・保管状況について確認しました。

(3) 教員の出退勤管理について

教員の働き方改革を進める上で、実際の労働時間を把握することは重要です。

今回実地監査を行った2小学校は校務支援システム「C4th (ICカード認証)^{シーフォース}」を用いて出退勤管理が行われていました。聞き取りの結果、市内全小中学校において同システムで管理している状況が確認できました。

2 総括的な指摘、意見について

(1) 支払い遅延について

- ・ 今年度、事務の誤りによる支払い遅延がありました。この誤りは、支払い伝票が回覧されるまで課長等が請求の有無、支払い処理の進捗を確認できない事務処理の流れに原因の一端があると考えます。

質問監査の際には、各部署に支払い遅延が生じないように注意喚起を行いました。

支払い遅延を生じさせないように、効率的な支払い事務の方法を考案し、庁内で統一的な運用を図れないか検討していただくよう要望します。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく契約（随意契約）と同条第 1 項の各号の適用について

- ・ 監査資料等に記載された随意契約理由を確認したところ、適当でないと思われる記載がありました。質問監査の際に、適当ではないと思われる随意契約理由について説明を求めると、妥当な理由を伺うことが出来ました。

これは、監査資料の元となる公文書に記載された随意契約理由を要約する際に、齟齬が発生したためだと思われます。

しかしながら、監査資料も情報公開請求の対象となる公文書であり、監査資料を見た市民等の誤解を招き、事実と異なる話が流布する恐れもあります。

随意契約は透明性が求められる契約形態であり、契約相手方を選定した理由は適切でなければなりません。その選定理由を記載する随意契約理由書等の内容について、起案する担当部署内で十分なチェックを行うよう要望します。

- ・ 随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に基づき適用されます。しかし適用に際し、不適切な適用条項が散見されました。

具体例として物品を購入する際に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用していたことが挙げられます。安曇野市随意契約ガイドラインには、「競争入札に付すことが不利と認められるとき」に第 6 号を適用できるとあります。この「不利」について、ガイドライン上では、「この号において「不利」の解釈は、価格面においてのことを指す」と記載してあります。

各部署で随意契約を締結する際には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第何号に該当するか、ガイドラインも踏まえたうえで判断していただくよう要望します。

3 各部課等に対する指摘、意見について

【総務部】

(1) 職員課

- ・ 質問監査において自家用車で通勤する職員が任意保険に加入しているかどうか、車検が切れていないか、免許証の有効期限が切れていないかを確認していないと伺いました。通勤手当を支給している以上、通勤時に事故があった際には使用者責任を問われるリスクがあります。

少なくとも年に1回は部署等の長が職員の車両管理状況を確認するよう要望します。

- ・ 近年の人手不足や、民間企業の処遇改善により、安曇野市職員採用試験の応募者数が年々減少しています。

少子高齢化等による近年の人手不足は、他の自治体も同様の状況にあると推察され、自治体間の人材獲得競争が激化していくことは想像に難くありません。

現在、市では市職員採用募集のPRを新規採用職員が企画し、市の職員を希望する人に寄り添ったPRを行っています。同様の取り組みについて、他県他市では、民間に動画作成等の業務委託をして効率的かつ効果的にPRを行っている事例があります。

これからの人材獲得競争に備え、現在行っているPRの効果をより高めるために、民間へ委託することは一考の余地があると思われまので、検討していただきますよう要望します。

- ・ 市職員の残業時間は職員の申請に基づいており、市が導入した入退庁管理システムは、入退庁時間を記録するための利用にとどまっています。

職員が申請する現在の方式では、カラ残業、サービス残業等が発生するリスクがあります。特に、使用者の安全配慮義務違反を問われるほどの残業が発生していないかは、十分気を付けて把握しなければなりません。

客観的な記録として残る入退庁管理システムのデータと、申請された残業時間が整合しているか確認するなどの方法により、より効果的な労働時間の管理が行えないかを検討していただくよう要望します。

【市民生活部】

(1) 地域づくり課

- ・ 安曇野市まちづくりイベント事業補助金交付要綱では、各地域の補助対象となるイベントと、その事業に対する補助金の割合を定めています。補助率は3分の1が基本ですが、「市長が特に必要と認めた場合」は予算の範囲内での補助となっています。実際に、その条文が適用され、3分の1以上の補助を受けているイベントもありました。

地域によって協賛金の集まり方の違いがあることから、基本となる3分の1以上の

補助をせざるを得ないことは理解できます。そういった現状を踏まえた場合、3分の1という補助率が妥当なのか疑問が生じますので、要綱の補助率について検討していただくよう要望します。

(2) 環境課

- 市では昨年度3月に「安曇野 ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。令和4年度末に表明されたため、令和5年度予算への反映が難しかったと思われませんが、今年度、新規で購入した公用車のいくつかに純ガソリン車がありました。ゼロカーボンシティ宣言には、「化石燃料に頼らない交通手段を選択し、環境負荷の少ない持続可能な暮らしに転換します。」と記載があります。同宣言を推進していくにあたり、環境負荷の少ない公用車等を率先して導入し、地球温暖化対策を行っていく必要があると考えます。

地球温暖化対策の主管課である環境課におかれましては、環境負荷が少ないとされているEVもしくはハイブリッドカーなどの取得を各課に働きかけていただきますよう要望します。

【福祉部】

(1) 福祉課

- 生活保護システム保守業務委託は毎年度、同じ業者が受託しており、契約期間は1年間となっています。

長期継続契約が可能な業務に見受けられますので、可能ならば長期継続契約の締結により、事務負担の軽減を図っていただきますよう要望します。

【農林部】

(1) 耕地林務課

- 松くい虫被害防除対策事業補助金交付要綱について、一部の条項の解釈によっては、実態と齟齬が生じているのではないかと思われる箇所がありました。条文の解釈を含め、課内等で検討していただくよう要望します。

【商工観光スポーツ部】

(1) 観光課

- 林道烏川線交通量調査事務を実施する際に、1社見積もりで随意契約をしています。選定理由は、研究機関で構築中の山岳地で使用可能な通信システムと連携可能なAI駐車場管理システムを構築できる唯一の業者であるためとのことでした。

通常、交通量調査は複数社から見積りを徴して行う事業です。今回は、システムの構築に必要な現況調査等もあったことから、1社見積りをされたと推察します。しか

しながら、AI 駐車場管理システムは様々な業者が参入しており、他社では観光課の求めるシステムが構築出来ない、と判断した理由を説明できなければなりません。特に、技術的な部分について、どのように判断したのかをわかりやすく説明するためには、相応の知識が職員にも求められると思われます。

過去の定期監査でも指摘しておりますが、随意契約は透明性が求められます。随意契約理由について、詳細な説明ができるよう、今一度課内等で整理していただきますよう要望します。

【教育部】

(1) 学校教育課

- ・ GIGA スクール端末の修理手配等を業務委託しています。毎月 20 台までの修理手配等の費用はこの業務委託料で賄い、21 台目以降は修理費に上乗せするとなっています。しかしながら、21 台目以降の修理手配等に要する費用が請求書からは確認出来ませんでした。請求書に記載するなどの対応を受託者に依頼し、上乗せ分の費用が把握できるようにしていただくよう要望します。

(2) 学校給食課

- ・ 給食センターで使用する食洗器用等の洗剤はセンターごとに調達されています。いくつかの洗剤は共通していますが、センターごとに調達されているため、納入業者が違っており、単価も違っています。
共通して使用する洗剤については、単価契約による統一化ができないかを検討していただきますよう要望します。